

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第52回理事会

平成13年4月

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
(アジア女性基金)

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-17-42 赤坂アネックスビル
TEL: 03-3583-9322/9346 FAX: 03-3583-9321/9347
Home Page: <http://www.awf.or.jp> e-mail: dignity@awf.or.jp

基総 第7号
2001年4月13日

理事 各位

書面表決による第52回理事会の開催について

見出しのことについて、中央省庁等再編に伴い、当財団は外務省単独の所管となった旨、別紙のとおり外務大臣から連絡がありました。

これに伴い、当財団の「寄附行為」の変更について理事会及び評議員会の議決を経て、外務大臣へ変更認可の申請をする必要があります。

そこで、本来理事会を別途招集すべきところ、基金事務遂行上、早急に変更手続きを要する事情にあるため、ここに書面により審議をいただきたく、お手数をおかけし誠に恐縮ですが、別紙議案に対し表決をお願い申し上げます。

理事長 村山 富市
事務局長 伊勢 桃代

理 事 会 、 評 議 員 会 （書面表決）

〔議 題〕 中央省庁等再編に伴い財団法人女性のためのアジア平和国民基金
寄附行為の一部変更について

〔提案趣旨〕

中央省庁等再編に伴い、平成13年1月6日以降、財団法人女性のためのアジア平和国民基金は、外務省単独の所管となったため、同財団法人の寄附行為本文中の字句等を整備する必要がある。

〔変更条文〕

1. 寄附行為本文中の「内閣総理大臣及び外務大臣」を「外務大臣」に改める。

〔該当条項〕

第7条第3項、第8条、第10条、第13条、第14条、第15条、
第18条第6項及び第7項、第19条第5項第3号、第38条、
第39条、第40条第2項。

2. 第7条第3項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

3. 附則（変更認可平成 年 月 日）

変更後の寄附行為は、外務大臣の認可のあった日から施行し、平成13年
1月6日から適用する。

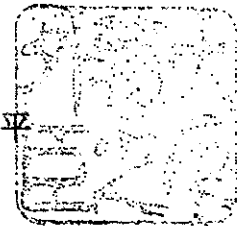
(以下略)

亜地政第3363号

平成13年1月4日

財団法人女性のためのアジア平和国民基金
理事長 村 山 富 市 殿

外務大臣 河 野 洋 平



中央省庁等再編に伴う貴法人の所管について

中央省庁等再編に伴い、平成13年1月6日以降、貴法人は、外務省が単独で所管することとなります。

なお、平成7年9月18日付女性アジア平和友好活動事業等補助金交付要綱第3条の「内閣総理大臣」は、平成13年1月6日以降「外務大臣」と読みかえることとします。

また、これに伴い貴法人寄附行為本文中の「内閣総理大臣及び外務大臣」を「外務大臣」に変更の上、外務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令に従い、寄附行為の変更認可の申請を行って下さい。

